

令和 3 年 6 月 ● 日

各 位

法務省民事局参事官室

「船荷証券等に関する実態調査」御協力のお願い

拝啓 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊省の行政事務に関し御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、デジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性が指摘されております中、デジタル化社会における規制・制度の在り方が社会的に注目されており、商事法分野の電子化に関する社会的関心も一層の高まりをみせていくことから、今般（公社）商事法務研究会において「商事法の電子化に関する研究会」が設置され、電子船荷証券の立法化を中心に検討が行われているところでございます。

本調査は、「商事法の電子化に関する研究会」における調査検討の一環として、国際海上運送における船荷証券等の利用実態について、広く各種の事業分野における現状を把握することを目的とするものです。

つきましては、御社の国際海上運送における船荷証券等の利用実態をお伺いすべく、本調査への御協力をお願い申し上げる次第でございます。お手数ですが、添付の質問票に御回答いただくとともに、参考となる資料等ございましたら、是非、質問票と共に下記送付先まで御恵送賜りますようお願い申し上げます。

[送付先]

(省略)

御回答いただいた内容につきましては、整理をした上で「商事法の電子化に関する研究会」における議論の材料とさせていただきますが、公表される資料において個別の企業名が記載されることはありません。御回答いただいた内容の取扱いについてご要望がございましたら、遠慮なくお申し付け下さい。

御多忙のところ恐縮でございますが、本調査趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

御返送は令和 3 年 ● 月 ● 日 (●) までにお願い申し上げます。

※ 「商事法の電子化に関する研究会」の概要につきましては、下記ホームページを御参照下さい。

<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/syojihonodensika>

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(省略)

船荷証券等に関する実態調査質問票

I 会社概要・回答御担当者について

1 御社名

【御回答欄】

2 必要に応じ、御回答内容に関してお問い合わせさせて頂くことは可能でしょうか。差し支えなければ、御担当者の方のお名前・御連絡先を教えて下さい。

- ① 部署・役職
- ② お名前
- ③ 御連絡先（電話番号、電子メール等）

【御回答欄】

II 【フレイトフォワーダーズ協会／船主協会対象】船荷証券等の利用割合に関する調査

1 御社が、運送人として荷主に対して発行している以下の書類・電子書類（【船主協会】御社が、運送人として自らの名義で発行するオペレーターズ（CHARTERERS）BLやSea Waybillのみならず、御社が傭船する船舶についてオーナー名義で発行されるオーナーズBLやSea Waybillも対象とします。）について、直近約1年間を目安として、発行通数ベースでの利用割合を御教示下さい。

- ① 記名式船荷証券（サレンダーB/Lを除く）
 - ② 無記名式・指図式船荷証券（サレンダーB/Lを除く）
 - ③ サレンダーB/L
 - ④ 紙媒体の海上運送状
 - ⑤ 電子的な海上運送状（PDFをメールで送信する等の手法により海上運送状を利用している場合）
- * 可能であれば、何らかのデータに基づいた割合を頂戴できれば大変ありがとうございますが、統計等が存在しないようであれば、御担当者の感覚に基づく大まかな割合について、御教示を頂けますと助かります。
- * 事業部門ごとに発行割合が一律ではないなど御社として統一的に御回答いただくことが困難であるなどの御事情がある場合には、事業部門ごとの利用割合について御回答をいただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。
- * 利用割合について、上記①から⑤の各区分に分けて御回答頂くことは困難であるなどの御事情がある場合には、御回答が可能となるように区分をまとめた上で御回答をいただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。
- * 全く書類を発行せずに船荷証券や海上運送状に記載すべき事項をメール等でやりとりするような場合は、本調査の対象に含めておりません。

【御回答欄】

2 BoLeroなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」について

- * 事業部門ごとに対応が一律ではないなど御社として統一的に御回答いただくことが困難であるなどの御事情がある場合には、事業部門ごとの利用割合について御回答をいただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。
- * 【船主協会】以下の質問については、御社が、運送人として自らの名義でBoLeroなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を発行する場合のみならず、御社がオーナー

から委任を受けオーナー名義で B o l e r o などのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を発行する場合も対象とします。

- (1) 荷主から、 B o l e r o などのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を発行して欲しいと依頼を受けたことは、ありますか。

【御回答欄】

- (2) (上記(1)でありとの回答をされた場合) 実際に、御社において、 B o l e r o などのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を発行することは、直近約 1 年間を目安として、何件ほどありますか。

また、コロナ以前と比べ、その発行件数に変化はありますか（可能であれば何らかの統計等に基づいた回答を頂戴できればと存じますが、そのような統計等が存在しないようであれば、御担当者様の感覚に基づいた内容で結構ですのでご教示をいただけますでしょうか。）

【御回答欄】

III 【船会社・フレイトフォワーダーズ協会事務局・荷主・荷受人・銀行・損保会社】国際海上運送における船荷証券等の各運送書類・電子書類の利用・選択についての実務上の背景事情に関する調査

- 1 【船会社・フレイトフォワーダーズ協会事務局・荷主・荷受人・損保会社】国際海上運送において利用されている以下の書類・電子書類について、御社において、各書類・電子書類を利用・選択される理由や実務上の背景

事情について、それぞれ御教示下さい。

- (1) 紙媒体の船荷証券
- (2) 紙媒体の海上運送状
- (3) 電子的な海上運送状（P D F をメールで送信する等の手法により海上運送状を利用している場合）
- (4) 現状において利用し得るB o l e r oなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」

【フレイトフォワーダーズ協会事務局】 * フレイトフォワーダーズ協会の会員企業がこれらの書類・電子書類の発行を受ける場合と、これらの書類・電子書類を発行する場合に分けて御回答下さい。

【船会社・荷主・荷受人】 * 事業部門、積荷の種類、運送中の運送品の転売の有無、信用状取引であるかなどの区別により、御社として統一的に御回答いただくことが困難であるなどの御事情がある場合には、場合分けをして御回答をいただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。

【銀行・損保会社】 * 国際海上運送において利用されているこれらの書類・電子書類について、各書類・電子書類が実務上利用・選択されている理由や実務上の背景事情について、御社が把握されている範囲で御教示下さい。

【銀行・損保会社】 * 御社が荷主・荷受人向けに提供されているサービスにおいて、これらの書類・電子書類のどれを利用するかにより、サービスの提供を受けられるかどうかや、提供されるサービス内容の条件が異なるなどの事情がございましたら、可能な範囲で併せて御教示下さい

【銀行】（例えば、ICCの信用状統一規則上／規約上は、●●といった仕組みがあり利用できることとされているが、実務上は●●の理由により、●●といった取扱となっているなど）

- (1) 紙媒体の船荷証券（紙媒体や電子的な海上運送状、B o l e r oなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」ではなく、紙媒体の船荷証券が選ばれる理由）

【御回答欄】

--

- (2) 紙媒体の海上運送状（紙媒体の船荷証券、電子的な海上運送状やB o l e r oなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」ではなく

く、紙媒体の海上運送状が選ばれる理由)

【御回答欄】

(3) 電子的な海上運送状（紙媒体の船荷証券、紙媒体の海上運送状やBo
llerなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」ではなく、電子的な海上運送状が選ばれる理由）

【御回答欄】

(4) Bo Leroなどのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」
(紙媒体の船荷証券、紙媒体や電子的な海上運送状ではなく、Bo Lero
などのサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」が選ばれる
理由)

【御回答欄】

2 【荷主・荷受人・銀行】御社が関与されている国際海上運送取引におい

て、信用状取引はどの程度利用されていますか。利用割合を御教示下さい。

- * 事業部門、積荷の種類、運送中の運送品の転売の有無などの区別により、御社として統一的に御回答いただくことが困難であるなどの御事情がある場合には、場合分けをして御回答いただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。
- * 可能であれば、何らかのデータに基づいた割合を頂戴できれば大変ありがたく存じますが、統計等が存在しないようであれば御担当者の感覚に基づく大まかな割合について、御教示を頂けますと助かります。
- * 御感覚として、今後減少傾向にある取引との感覚かどうかについても御教示頂けますと助かります。

【御回答欄】

3 【荷主・荷受人】御社が関与されている国際海上運送取引において、運送中に運送品が転売されるような取引は、どの程度ありますか。利用割合を御教示下さい。

- * 事業部門、積荷の種類、運送中の運送品の転売の有無などの区別により、御社として統一的に御回答いただくことが困難であるなどの御事情がある場合には、場合分けをして御回答いただくことでも構いませんので、可能な限り、何らかの情報を御提供いただければと存じます。
- * 可能であれば、何らかのデータに基づいた割合を頂戴できれば大変ありがたく存じますが、統計等が存在しないようであれば御担当者の感覚に基づく大まかな割合について、御教示を頂けますと助かります。

【御回答欄】

御協力まことにありがとうございました。